

防犯上の指針

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

山梨県

平成17年 8月

目 次

第1 通則	1
1 指針策定の趣旨	1
2 指針の性格	1
第2 個別指針	2
1 学校等における児童等の安全の確保に関する指針	2
(1) 不審者の侵入防止対策等	
(2) 施設設備の点検等	
(3) 児童等に対する安全教育の充実	
(4) 教職員の研修等	
(5) 保護者、地域住民及び関係機関・団体と連携した取組	
(6) 緊急時に備えた体制の整備等	
(7) 校外学習等における安全確保	
(8) 学校独自の危機管理マニュアルの作成	
2 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針	7
(1) 学校等、保護者、地域住民及び関係機関・団体が連携した取組	
(2) 通学路等における安全な環境の整備	
3 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	9
(1) 道路	
(2) 公園	
(3) 自動車駐車場	
(4) 自転車駐輪場	
4 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針	11
(1) 共同住宅	
(2) 一戸建て住宅（長屋と共通）	

第1 通則

1 指針策定の趣旨

山梨県安全・安心なまちづくり条例（平成17年山梨県条例第1号）第12条1項、第13条1項、第14条1項及び第15条1項の規定に基づき、次の4つ指針（「防犯上の指針」と総称する。）を定める。

- 一 学校等における児童等の安全の確保に関する指針
- 二 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針
- 三 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針
- 四 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

2 指針の性格

この指針は、それぞれ対象となる施設等の設置・管理に当たって、防犯上一般的に求められる配慮事項を示すものである。

適用に当たっては、対象となる施設等の状況や地域の実情に応じて運用するものとする。

第2 個別指針

1 学校等における児童等の安全の確保に関する指針

学校等を設置し、又は管理する者は、学校等における児童等の安全を確保するために、次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 不審者の侵入防止対策等

ア 登下校時以外は校門を閉め、その他の敷地出入口についても施錠するなど、適切に管理する。

イ 登下校時等門を開けている間は教職員等が立ち会い、児童等の安全を見守るようにすることが望ましい。

ウ 来訪者用出入口は職員室等から見通すことができ、管理可能なものに限定する。

エ 人の出入りを管理し、不審者の侵入を防ぐため、防犯カメラ等の防犯監視システム^{*1}を導入することが望ましい。

オ 関係者以外の出入りを禁止する旨の看板等を設置する。

カ 植栽、囲障等について、見通しの確保に配慮する。

キ 照度を確保するため、敷地境界、建物周囲等の適切な位置へ外灯、センサー付ライトを設置する。

ク 教職員等による学校内外の巡視を定期的に行い、児童等の状況の把握、安全確認を行う。

ケ 周囲への視認性が確保され、緊急時に即応可能な位置へ職員室等を配置することが望ましい。

コ 建物入り口に受付を設定し、来訪者の身元、用件等をチェックする。

*1 防犯監視システム

敷地境界や建物内に設置する防犯カメラ、防犯センサー、カメラ付きインターホン等をいう。

- サ 用件が曖昧な来訪者等に対応するための部屋等を受付周辺に設けておくことが望ましい。
- シ 来訪者に対し来校証等を着用させ、受付を経ているか確認できるようにする。
- ス 来校証等を着用していない来訪者には、声かけ等を励行し、用件を尋ね受付へ案内する。

(2) 施設設備の点検等

- ア 門扉、囲障、照明設備、出入口、窓、施錠設備等について、定期的に点検を行い、破損等が発見された場合には、速やかに適切な処置を講ずる。
- イ 死角の原因や避難の妨げとなる障害物がある場合は撤去する。
- ウ 校内通報システム、警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム等の防犯設備について、定期的に点検を行い、作動状況を確認する。
- エ 防犯ブザーを教職員、児童等に貸与する。
- オ さすまた等の防犯器具を配備することが望ましい。
- カ 設置されている防犯器具・設備の使用方法について、教職員への周知徹底を図る。

(3) 児童等に対する安全教育の充実

- ア 不審者侵入時を想定した防犯訓練を定期的を実施する。その際、児童等の発達段階を踏まえ、具体的な場面を想定した実践的な訓練となるよう配慮する。
- イ 交番、「子ども 110 番の家」^{*2}等の緊急避難場所及び地域の危険箇所を

*2 子ども110番の家

児童等が、犯罪の被害に遭った場合、又は遭いそうになった場合、あるいは傷病で保護や救済を求めてきた場合などに、その一時保護や警察への連絡などの措置をとるために、学校、教育委員会及び警察などから委嘱をされた家や商店等をいう。

児童等に周知する。

ウ 誘拐・連れ去り等に遭わないための指導や、地域安全マップ^{*3}の作製等を通じた安全教育を行い、児童等が様々な危険を回避できる能力の育成に努める。

エ 犯罪被害が発生した場合の対処方法について指導を行う。

(4) 教職員の研修等

ア 教職員が緊急時に迅速、的確に対応できる実践力を養成するため、次のような研修等を実施する。

(ア) 警察署、消防署等の協力の下での不審者侵入時を想定した防犯訓練等及び訓練終了後の検証

(イ) 防犯に関する知識・技能、応急手当や心のケアに関する研修

(ウ) 教職員間の情報伝達訓練、警察署、消防署への通報訓練

イ 学校等や児童等の安全に係わる事案、他の学校等の先進的な防犯対策等に関する情報を収集し、意見交換を行うなど、教職員の危機管理意識の向上に努める。

*3 地域安全マップ

犯罪や事故の発生しやすい箇所やその理由、及び緊急時に避難できる交番、「子ども110番の家」等を記載した地図を言う。現地調査に基づいて作製する過程で、地域を防犯の観点から見直し、犯罪被害防止能力を向上させることができるため、児童等への安全教育の一環としても有効である。

(5) 保護者、地域住民及び関係機関・団体と連携した取組

ア 保護者、地域住民及び関係機関・団体に次のような取組の実施について、協力を依頼する。

(ア) 登下校時のパトロール、学校周辺の巡回、校外安全指導、声かけあいさつ運動等の児童等を見守る活動

(イ) 児童等に危害を及ぼす恐れがある不審者等を発見した場合の警察署及び学校等への通報

(ウ) 児童等に対する犯罪が発生した場合や、その恐れがある場合の保護、通報等の緊急時保護活動

(エ) 学校等で行う防犯訓練、防犯に関する研修等への参加

イ 保護者、地域住民、その他関係機関・団体と相互に情報を交換し、連携して、学校安全に関する取組を推進するための組織を整備するよう務める。

ウ 近隣学校間、管轄警察署と情報を交換するための連絡網を整備する。

(6) 緊急時に備えた体制の整備

ア 緊急時における避難誘導、不審者対応、応急手当、警察への通報、記録、保護者への連絡等を迅速かつ的確に行うための校内体制を整備する。

イ 校外において児童等に危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の情報収集、警察への通報、保護者への連絡、登下校方法の決定等を迅速かつ的確に行うための校内体制を整備する。

(7) 校外学習等における安全確保

ア 校外学習等の計画の作成に当たっては、事前に現地の状況を十分に確認し、それを踏まえた安全対策を盛り込む。

イ 児童等に対し、誘拐・連れ去り等に遭わないための事前指導を行う。

ウ 緊急時における避難誘導の仕方、連絡方法等について、予め定める。

(8) 学校独自の危機管理マニュアルの作成

- ア 不審者の侵入を防止するため、又は侵入した場合に備えるため、本指針及び国が作成したマニュアル等並びに警察の助言等を踏まえつつ、それぞれの学校等の特性や実態に応じた、独自の危機管理マニュアルを作成する。
- イ 危機管理マニュアルの作成に当たっては、具体的かつ機能的なものとなるよう留意し、その実効性を高めるために、防犯訓練等を繰り返し行い検証、改善に努める。

2 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、通学路等における児童等の安全を確保するために、次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 学校等、保護者、地域住民及び関係機関・団体が連携した取組

- ア 登下校時のパトロール、校外安全指導を実施する。
- イ 声かけあいさつ運動や美化ボランティア活動等を実施する。
- ウ 児童等に対する犯罪が発生した場合や、その恐れがある場合の保護、通報など緊急時保護活動を実施する。
- エ 児童等が日常的に利用する場所の安全点検、及び危険箇所の改善を行う。
- オ 地域安全マップを児童等と協力して作製する。
- カ 「子ども110番の家」等の設置の拡大に努める。
- キ 「子ども110番の家」等の協力を得て、緊急時保護活動、通報、声かけ事案への対応等の訓練を実施する。
- ク 不審者情報等を地域で共有できるネットワークシステムの構築に努める。

(2) 通学路等における安全な環境の整備

- ア 植栽については、死角をつくらないように配置し、また、剪定等を行うなどして、見通しを妨げないように配慮する。
- イ 公園や広場の遊具等については、配置を工夫するなどして、見通しを妨げないように配慮する。
- ウ 道路については、構造と利用形態を勘案し、必要に応じてガードレールや横断防止柵、縁石、植栽等により、歩道と車道の分離に努める。

エ 防犯灯、街路灯を設置すること等により、人の行動を視認できる程度以上の照度^{*4}を確保することが望ましい。

*4 人の行動を視認できる程度以上の照度

4 m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上）をいう。

3 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐輪場（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために、次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

（１）道路

- ア 構造と利用形態を勘案し、必要に応じてガードレールや横断防止柵、縁石、植栽等により、歩道と車道の分離に努める。
- イ 植栽については、死角をつくらないように配置し、また、剪定等を行うなどして、見通しを妨げないように配慮する。
- ウ 防犯灯、街路灯を設置すること等により、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保することが望ましい。
- エ 美化ボランティア活動等への住民参加の促進に努める。

（２）公園

- ア 植栽については、園路及び公園の周囲から死角をつくらないように配置し、また、剪定等を行うなどして、見通しを妨げないように配慮する。
- イ 遊具については、配置を工夫するなどして、見通しを妨げないように配慮する。
- ウ 照明設備を適切に設置することにより、人の行動を視認できる程度以上の照度の確保に努める。
- エ 公衆便所については、園外の周辺の道路及び住宅等から見通しが確保された場所、又は人通りの多い園路近くに配置することが望ましい。
- オ 公衆便所の出入口付近及び内部においては、照明設備を適切に設置することにより、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度^{*5}の確保に努める。

*5 人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度

10m先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね50ルクス以上）をいう。

- カ 公衆便所やその他必要な箇所に、非常ベル等を設置することが望ましい。
- キ 美化ボランティア活動等への住民参加の促進に努める。

(3) 自動車駐車場

- ア 外周を柵等により、周囲と区分するよう努めるとともに、柵等の設置に当たっては、周囲からの見通しを確保するよう努める。
- イ 見通しが悪く、死角が多い箇所には、ミラー等を設置するよう努める。
- ウ 人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するよう努める。
- エ 出入口の施錠の徹底等、防犯に配慮した管理に努める。また、防犯カメラ等の防犯設備を設置し、又は管理人を常駐、巡回させるなどして、場内の状況や車両の出入りを把握することが望ましい。

(4) 自転車駐輪場

- ア 周囲からの見通しを確保するよう努める。
- イ 人の行動が視認できる程度以上の照度の確保に努める。
- ウ チェーン用バーラック^{*6}、サイクルラック等^{*7}の設置に努める。
- エ 場内の自転車の整理、放置自転車等の撤去に努め、良好な環境の確保に配慮する。

*6 チェーン用バーラック

自転車駐輪場に固定される金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車等の盗難を防止することができる。

*7 サイクルラック

チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、一台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

4 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

住宅（共同住宅、一戸建て住宅及び長屋^{*8}）を建築しようとする者及び住宅を所有し、又は管理する者は、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造設備等を有するものとするために、次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、以下の項目は、新築される住宅の他、既存の住宅の改修等にも適用され、長屋については、一戸建て住宅の項目を適用するものとする。

（１） 共同住宅

ア 共用部分

① 共用出入口

a 道路等の周囲からの見通しが確保された位置に配置する。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により、見通しを確保するための補完対策を講ずる。

b 共用玄関には、内外を見通せる玄関扉を設置する。

c 共用玄関にあっては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

共用玄関以外の共用出入口にあっては、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度^{*9}を確保する。

d 共用玄関には、各住戸と通話可能なインターホン及びオートロックシステム（インターホンと連動する電気錠を備えた玄関扉による自動施錠システムをいう。以下同じ。）を導入することが望ましい。

*8 長屋

2つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。1つの建築物（1棟）内に2戸以上の住宅があって、広間、廊下若しくは階段等の全部又は一部を共用する共同住宅と区別するものとする。

*9 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度

10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度（平均水平面照度が概ね20ルクス以上）をいう。

(イ) 管理人室

- a 管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見渡せる位置又はこれらに近接した位置に配置する。
- b 人の出入りが確認できるように、共用玄関等が見渡せる位置及び高さに配慮した窓を設置する。

(ウ) 共用メールコーナー

- a 共用玄関、エレベーターホール、管理人室等からの見通しが確保された位置に設置する。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により、見通しを確保するための補完対策を講ずる。
- b 人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。
- c 郵便受箱は、施錠可能なものとする。

また、共用出入口にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型等とすることが望ましい。

(エ) エレベーターホール

- a 共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関や管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により、見通しを確保するための補完対策を講ずる。
- b 人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

(オ) エレベーター

- a 非常時において、かご内から外部に連絡するための押しボタン、インターホン等の装置を設置する。
- b かご及び昇降路の出入口の扉には、エレベーターホールからかご内を見通せる窓を設置する。
- c かご内に、防犯カメラ等の設備を設置することが望ましい。
- d かご内については、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

(カ) 共用廊下、共用階段及び避難階段

- a 共用廊下は、エレベータホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造とすることが望ましい。
- b 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度を確保する。
- c 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、外部から見通しが確保されたものとするのが望ましい。
また、屋内に設置されているものについては、各階において階段室の扉を常時開放するなど、見通しを確保することが望ましい。
- d 各住戸の窓やバルコニーに近接する共用階段がある場合には、容易に共用階段から当該バルコニー等へ侵入できないように、フェンスを設置する等の措置を講ずる。

(キ) 屋上

- a 屋上に通じる出入口には、扉や施錠設備を設置する。
- b 屋上からバルコニーへの侵入を防止するために、フェンス等の設備を設置する。

(ク) 自動車駐車場、自転車駐輪場

- a 周囲からの見通しを確保する。
- b 人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するよう努める。
- c 自転車駐輪場については、チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置に努める。

(ケ) 防犯カメラ

- a 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数を検討し、適切に配置する。
- b 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するために必要な照度を確保する。
- c 防犯カメラを設置する場合には、個人のプライバシーの保護に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱に関し、適切な措置を講ずる。

(ク) その他

- a 建物の外壁に設置された配管、縦樋等については、上階へ侵入する足がかりとならないような措置を講ずる。
- b 集会所等の共同施設については、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

イ 専用部分

(ア) 住戸の玄関

- a 共用廊下、共用階段からの見通しが確保された位置に配置することが望ましい。
- b インターホン等、住戸玄関の外側との間の通話機能を有する装置を設置する。
- c 玄関扉については、破壊が困難な材質のものとし、こじ開け防止に有効な措置^{*10}を講ずる。

*10 玄関扉のこじ開け防止に有効な措置

玄関扉のこじ開け防止に有効な措置としては、例えばガードプレート（通称）の設置がある。

また、こじ開け防止に有効な玄関扉としては、「防犯性能の高い建物部品目録」（平成16年4月「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において公表）に登載されているものが挙げられる。

なお、同官民合同会議は、同目録に登載されている建物部品について使用することができる共通標章（CPマーク）を定めている。

- d 錠については、破壊が困難であり、かつピッキングやサムターン回し等による解錠が困難な構造^{*11}を有するものとする等の措置を講ずる。
- e 主錠のほかに補助錠を設置することが望ましい。
- f 玄関扉には、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置するとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置する。

(イ) 住戸の窓

- a 共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び、接地階に存する窓のうちバルコニー等に面するもの以外については、面格子の設置等侵入防止に有効な措置を講ずる。
- b バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入されるおそれのあるものについては、錠付きクレセント^{*12}、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講ずる。

また、窓ガラスの材質は、避難計画等に支障のない範囲において、破壊が困難なもの^{*13}とすることが望ましい。

* 1 1 破壊が困難でピッキングやサムターン等による解錠が困難な構造

このような構造を有する錠として、* 1 0の「防犯性の高い建物部品目録」に搭載されている錠、シリンダー及びサムターンがある。また、サムターン回し対策として、サムターンカバーを装着することが挙げられる。

* 1 2 クレセント

引き違い窓などの鍵の役目をする三日月形の締め金具。解錠には任意に設定した暗証番号を押すことが必要となるボタン式等の錠付きのものとする事で、万が一ガラスを破られることがあっても、解錠されにくくなる。

* 1 3 破壊が困難な窓ガラス

破壊が困難な窓ガラスとしては、* 1 0の「防犯性能の高い建物部品目録」に登載されている合わせガラスがある。

また、同目録に登載されているウィンドフィルムをガラスに貼り付けることが挙げられる。

ウ) バルコニー

- a 縦樋、階段の手すり等を利用しバルコニーへ侵入されるおそれがある場合には、その防止に有効な措置を講ずる。
- b 手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲からの見通しが確保された構造を有するものとするのが望ましい。

ウ 設備の点検整備等

(ア) オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）防犯灯等の防犯設備について、適正に作動しているかを定期的に点検整備する。

(イ) 共用廊下、共用玄関等に物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらの物を除去し、見通しを確保する。

(ウ) 植栽については、周囲からの見通しを確保するために、樹種の選定及び位置に配慮するとともに、定期的な剪定又は伐採を行う。

エ 居住者等による自主防犯体制の確立

共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進するとともに、警察署等から犯罪発生状況、防犯情報等を収集し、その有効活用を図る。

(2) 一戸建て住宅 (長屋と共通)

ア 住宅部分

(ア) 玄関

- a 周囲から見通しが確保された位置に配置することが望ましい。
- b インターホン等、玄関の外側との間の通話機能を有する装置を設置する。
- c 玄関扉 (戸) については、破壊が困難な材質のものとし、こじ開け防止に有効な措置を講ずる。
- d 錠については、破壊が困難であり、かつピッキングやサムターン回し等による解錠が困難な構造を有するものとする等の措置を講ずる。
- e 主錠のほかに補助錠を設置することが望ましい。
- f 玄関扉には、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置するとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置する。

(イ) 窓

- a 窓 (侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。) のうち、バルコニー、庭等に面するもの以外については、面格子の設置等侵入防止に有効な措置を講ずる。
- b バルコニー、庭等に面する窓には、錠付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講ずる。
また、窓ガラスの材質は、破壊が困難なものとするのが望ましい。

(ウ) バルコニー

- a 縦樋等を利用しバルコニーへ侵入されるおそれがある場合には、その防止に有効な措置を講ずる。
- b 手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲からの見通しが確保された構造を有するものとするのが望ましい。

イ 敷地内の設置物

(ア) 駐車場等

- a 道路等の周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- b 屋根を架ける場合は、上方への足場とならない構造、形態、位置とする。

(イ) 塀、門扉等

- a 塀や門扉等を設置するよう努めるとともに、その設置に当たっては、周囲からの見通しを確保するように努める。
- b 住宅への侵入の足場とならないよう高さ等に配慮する。
- c 門扉については、施錠可能な構造とし、周辺には夜間での見通し確保のための屋外照明を設置することが望ましい。

(ウ) その他

- a 屋外の施設（物置等）や設備等が住宅への侵入の足場とならないよう配慮する。
- b 敷地境界等必要な場所に、人の動きを検知して点灯するセンサー付きライトを設置することが望ましい。